

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	広野町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.hirono.fukushima.jp/

執行機関名 広野町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例(平成18年広野町条例第23号)に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		広野町における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第1の項 広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例(平成18年広野町条例第23号)に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)第1条	広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例(平成18年広野町条例第23号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条 すべて国民は、<u>児童</u>が心身ともに<u>健やかに</u>生まれ、且つ、<u>育成</u>されるよう努めなければならない。</p> <p>2 すべて<u>児童</u>は、ひとしくその生活を保障され、<u>愛護</u>されなければならない。</p>	<p>第1条 この条例は、<u>乳幼児及び児童</u>(以下「乳幼児等」という。)の医療費の一部を保護者に助成することにより、その疾病又は負傷の治療を促進し、<u>乳幼児等の保健</u>の向上を図ることを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		<p>広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例(平成18年広野町条例第23号)</p> <p>広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例施行規則(平成19年1月16日規則第1号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例第9条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例による助成額の決定の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例第9条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和二十一八頁三年政令第七十四号)第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例第9条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例第9条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例第9条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例による助成額の変更の認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 イ	広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例第9条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和二十一八頁三年政令第七十四号)第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ	広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例第9条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ニ	広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例第9条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報
備考		